

令和4年度総務消防委員会行政視察報告書

1. 視察日程 令和4年10月26日（水）～10月28日（金）
2. 視察先及び項目
- 岡山県玉野市
- ・町のにぎわい創出拠点としての玉野市立図書館・中央公民館の役割について
- 滋賀県彦根市
- ・消防団強化のための取組について
- 大阪府松原市
- ・セーフコミュニティ活動における安心・安全なまちづくりについて
3. 視察参加者
- | | | | | |
|------|---|---|---|----------|
| 委員長 | 山 | 条 | 真 | 嗣 |
| 副委員長 | 丸 | 岡 | 豊 | 和 |
| 委員 | 脇 | | 芳 | 美 |
| 委員 | 東 | 原 | | 章 |
| 委員 | 若 | 杉 | 輝 | 久 |
| 同行 | 林 | | 尚 | 志（政策部長） |
| 随行 | 木 | 下 | 広 | 基（議会事務局） |

I. 岡山県玉野市

<人口：57,404人，面積：103.58 km²>



期日：令和4年10月26日（火）10時30分～

視察項目：町のにぎわい創出拠点としての玉野市立
図書館・中央公民館の役割について

【視察目的】

現在，本市においては，JR坂出駅を中心とする中心市街地に図書館機能を核とした複合施設を整備することで，様々な人が訪れ活動できる場を生み出し，市民の居場所づくりを実現させることが一つの急務の課題となっている。

玉野市においては，玉野市役所に隣接する商業施設内に図書館及び中央公民館が整備され，中心市街地活性化に向けた取組が行われており，本市における今後の複合施設の整備及び中央公民館の在り方について調査研究するため視察を行うものである。

【説明者】

玉野市教育委員会 社会教育課

指定管理者 共同企業体TRC玉野 代表団体（株）図書館流通センター

【視察内容】

1. 移転整備の経緯

総合文化センターの老朽化を背景に，図書館及び中央公民館の移転整備は市の課題の一つであった。平成26年，公共施設の移転・整備を条件とした，商業施設の一部フロアを無償譲渡する提案が宇野港土地（株）からなされたことを契機に，中心市街地活性化の課題も包括的に解消する計画として両施設の移転整備が具体化した。

2. 施設の概要

玉野市立図書館・中央公民館は，商業施設内という立地上の利点を生かし，身近な知の拠点として，また，市民と来街者が行き交う交流拠点として，新たな町のにぎわいを創り出す役割が期待され，平成29年ショッピングモール・メルカ2階に移転リニューアル開館した。「つどう・まなぶ・むすぶ」をコンセプトとした，約4,200 m²に及ぶ図書館内に

ギャラリー・研修室・料理実習室・和室などの公民館機能が点在する図書館と公民館が融合した施設である。

3. 組織・運営

玉野市教育委員会 — 社会教育課 — 図書館・中央公民館※指定管理者による運営
＜指定管理者＞

共同企業体 T R C 玉野

代表団体 株式会社 図書館流通センター

構成団体 株式会社 三上建築事務所



4. にぎわい創出の状況

平成 29 年 4 月の開館以来，同年 12 月には 30 万人，令和元年 8 月には 100 万人の来館者を迎え，通常毎日平均 1,300 人ほどの利用者の方でにぎわっている。館内にはビオトープをはじめ，観葉植物，公民館講座・サークルでの作品などを設置し，よりくつろげる空間を心がけている。

館内の研修室や料理実習室，実習室は半ばガラス張りとなっているため，公民館講座などの活動内容を知ることができ，また，図書館では講座内容に関する資料展示なども実施している。図書館・公民館お互いの利用者が活動に興味を持つことで，知的好奇心を高め文化活動の推進につなげており，施設構造面に加え人的な面でも図書館と公民館との融合施設となることを目指している。

また，公民館施設としてのギャラリーのほか，いしいひさいちさん，一条ゆかりさんをはじめとする，玉野市出身の著名アーティストのプロフィールや作品を紹介する「たまのミュージアム」も館内に併設し，玉野市の魅力を発信するシティプロモーション活動を行っている。

さらに，商業施設内に立地している関係で図書館・中央公民館・ギャラリー・ミュージアムを利用された来館者が併せて商業施設を利用されることも多く，イベント等を行った後には大きなにぎわいを見せている。



【主な質疑応答】

(質) 開館時間が午前9時から午後9時と非常に長い時間だが、職員体制をお聞きしたい。

(答) 早番・遅番のシフト制で対応している。早番が8時30分から17時まで、遅番が12時45分から21時15分まで2交代制で勤務している。早番・遅番ともに5人ずついれば問題なく行え、設計上の最少人数は4人である。ただ接客等の関係もあるため、職員は20名程度で運営している。

(質) 職員が20名というのは、指定管理者の職員であると思うが、市職員は勤務しているのか。

(答) 指定管理なので、施設の中には常駐していない。株式会社図書館流通センターの派遣社員が20名。移動図書館の専任運転手等含めてコンパクトに運営している。

(質) テナント料は発生しているのか。

(答) 宇野港土地(株)から無償譲渡されている市の所有であるため、テナント料は発生しない。建物全体の共益費・管理費は市のほうが負担しており、建物全体の20%程度が持ち分になるが、維持管理費と中長期計画を立てた施設修繕費をそれぞれ割合に応じて支払いしている。維持管理費が施設全体の20%で年間1,400万円程度。中長期計画が20年間で施設全体で8～9億円程度である。

(質) 入館者数が平成29年度は42万人であるが、令和3年度は27万人となって少なくなっているのはコロナが原因か。それともほかに何か原因があるのか。

(答) 入館者数が減少しているのはコロナが原因である。しかしながらコロナ禍の中、貸出し・返却のみだが開館していたため、市民の方に喜んでいただき貸出し冊数は例年とほとんど変わらなかった。中央公民館は閉めていたため入館者数に大きく影響したのではないかとと思われる。



【視察を終えての感想】

図書館・中央公民館を開催場所とした講座やイベントを行うことで、地域の方々や来街者のニーズに的確に対応し、市民の居場所づくりに寄与し大きなにぎわいを創出しているように感じた。また、商業施設という立地条件や市民の交流拠点としての役割を考慮し、午前9時から午後9時まで開館するなど、多くの市民が利用しやすい開館時間を設定して

おり、閉館時間まで自習室で学習するような学生も多く集まっているとのことであった。

本市においても、現在、図書館機能を核とした複合施設の整備に取り組んでいるが、整備の際にはショッピングモールなどと相互に連携して人々が自然に集う空間を創出し、複合施設と商業施設が相乗効果となるような取組をしていくべきではないかと感じた。



Ⅱ. 滋賀県彦根市

<人口：112,066 人，面積：196.87 km²>

期日：令和4年10月27日（木）10時～

視察項目：消防団強化のための取組について

【視察目的】

近年，災害が多様化・大規模化し，様々な役割が消防団に求められている一方で，団員の高齢化，サラリーマン化などの要因から消防団員の確保は難しいものとなっている。さらに今後発生が危惧される南海トラフ地震等の大規模災害等に備えることが課題である。

彦根市においては本部付き分団制度・機能別消防団員制度・消防団バイク隊等の取組を行っており，本市における消防団の強化を目的として視察を行うものである。

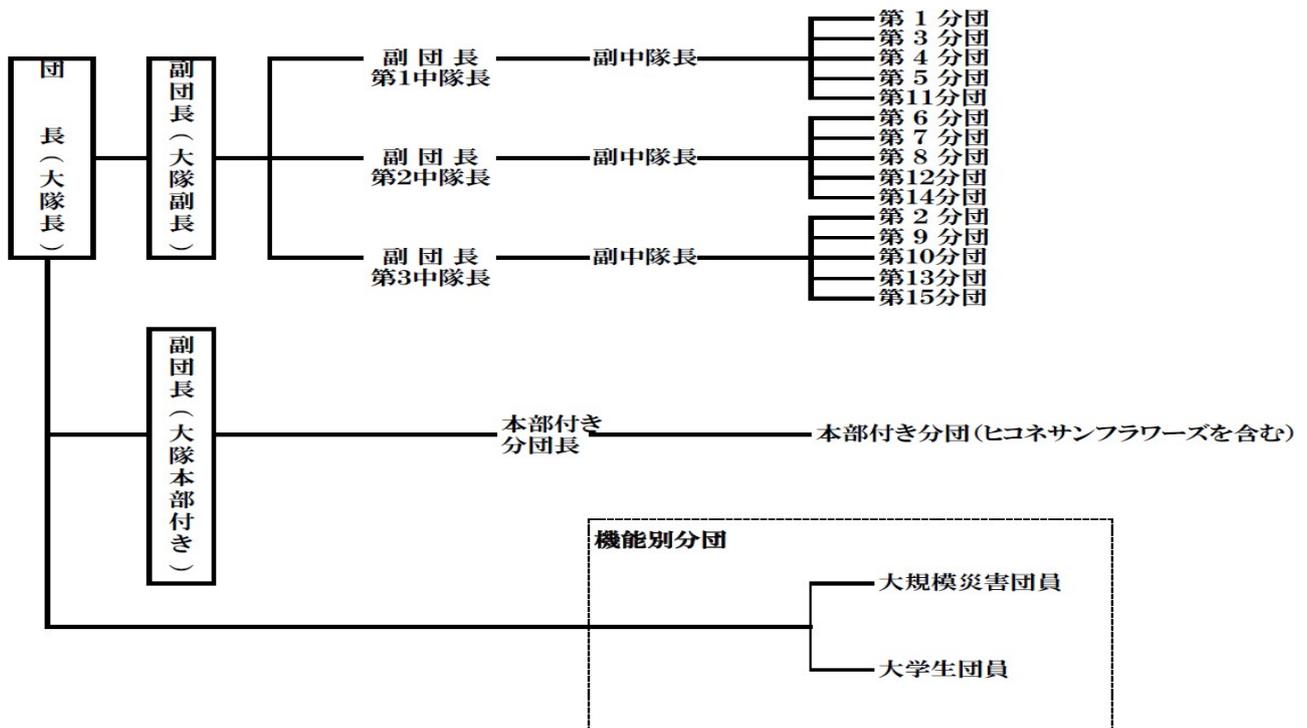
【説明者】

消防本部 消防総務課

【視察内容】

1. 消防団の組織図

彦根市消防団は，1団17個分団，団員定数525人で組織される。



2. 本部付き分団制度

彦根市消防団では、消防団本部に「本部付き分団」を設けており、本部付き分団は、災害活動時の指揮統制・情報伝達等の任務や、全団員への訓練指導、消防団の庶務、各分団との連絡調整に従事する。

本部付き分団には、各分団から班長を2年間出向させ、消防団の中核で活動することにより全ての活動に対する認識を深め、消防団全体を見つめた大きな視野で消防団の充実・強化を考えられるようにしている。

この制度により若手団員の士気高揚が図られており、出向後には積極的に幹部へ登用することで、出向中の2年間に習得した消防団員としての規律、任務等において地元分団の範となり、分団の充実に努めることにより消防団全体のレベルアップを図っている。

<主な訓練活動>

- ・入団式での規律訓練模範演技
- ・入団式での規律訓練
- ・現場指揮訓練
- ・火災防御訓練での現場指揮活動

3. 彦根市消防団バイク隊

阪神淡路大震災を教訓に、大規模災害時における応援部隊の誘導、情報の伝達等を的確に行うことの重要性が認識された。彦根市消防団バイク隊は、平成7年に彦根市地域を中心に実施された近畿府県合同防災訓練において試行し、その効果と有効性が立証されたことから、平成9年にオフロードバイク16台を配備し発足した。非常時・平常時を問わず活動しており、迅速な警戒・調査・情報伝達などに貢献している。

<大規模災害時の活動>

- ・情報の収集及び伝達
- ・指揮命令の伝達
- ・応援隊の誘導
- ・その他消防団長が必要と認める活動

<平時火災時>

- ・火災現場での命令伝達
- ・火災現場での分団間の調整
- ・火災現場での交通規制（警察官に引き継ぐまでの間）
- ・その他消防団長が必要と認める活動



4. 機能別消防団員制度

消防団員である基本団員の確保が最優先となるが、仕事が多忙等の理由により基本団員となることが困難な方もいるため、彦根市では平成 31 年 4 月 1 日より、消防団の強化及び現状の消防団員の活動を補完することを目的に機能別消防団員制度を導入した。

この制度は、恒常的に活動する消防団員とは異なり、特定の任務に限り従事する制度で、大規模災害時のみ活動を行う大規模災害団員、大規模災害時における活動や平時の予防・広報・啓発活動を行う大学生団員を設置している。

<大規模災害団員>

彦根市消防シニア隊（年齢 70 歳未満で彦根市消防職団員を課長級以上の職責または分団長以上の階級で退職した者で構成）

<大学生消防団員>

聖泉大学防災サポートチーム

平成 31 年度から機能別消防団（大学生団員）

<大学生団員の年間行事>

- 5 月 入団式・新入団員基礎教育
- 8 月 彦根市防災訓練
- 9 月 救急フェア
- 11 月 秋季火災予防運動に伴う街頭広報
- 1 月 消防出初式
- 3 月 春季火災予防運動に伴う街頭広報



<大学生団員の加入促進>

聖泉大学⇒入学式後に機能別消防団への入団説明会

彦根市内他の 2 大学⇒機能別消防団への加入促進のため担当課へ説明

【主な質疑応答】

(質) 本部付き分団は規律訓練後にはどのように訓練されるのか。

(答) ゴールデンウィーク後 2 週間は夜ほとんど毎日 2 時間程度規律訓練の練習を行い、本番の規律訓練に臨む。その後は毎週土曜日どの分団も訓練等を行うが、前月に計画表を事前に作成し消防総務課へ提出していただき、当月訓練実施後報告書を提出してもらうことになる。その他、現場指揮訓練なども行い 2 年間の期間で将来の幹

部候補生としてレベルアップしていく。

(質) 月の計画を立てて提出するという事で、団員に負担もかかると思われるがどのように考えているか。

(答) 毎月の報告については分団長から管轄の中隊長に提出され、消防本部に提出いただくことになっている。負担というよりは分団長の一つの仕事として捉えられていると考えている。そういったことを勉強するために本部付き分団に出向され、庶務・会計等についても2年間研修を受けられ将来的に分団長として役割を全うされるものと考えている。提出は、以前は持参であったが、平日に仕事等で来られない方もいるためメール等でも受け付けている。またこちらから物品等配付する場合にも以前は室内で行っていたが、週末でも取りに来られるよう廊下に出しておいて受け取っていただくなど工夫している。

(質) バイク隊のバイクについてはサイレンのようなものがついているのか。

(答) 赤色灯・サイレンのようなものはない。250cc のオフロードバイクである。火災現場や災害現場に行く場合には、交通ルールに則った運転になる。

(質) 分団の定年はあるのか。

(答) 国のほうから消防団確保に向け定年年齢の引上げ・撤廃の指導がなされているため分団に定年は設けていない。ただし大規模災害団員のみ70歳未満としている。

(質) 大学生消防団員は11名だが、その構成は。

(答) 大学生団員についてはすべて聖泉大学の大学生である。後の2大学についても大学生団員を設けていただきたいとお願いしに機能別消防団について説明に伺っているところである。

(質) バイク隊を取り入れるメリットはどのようなものがあるか。

(答) オフロードバイクなので阪神淡路大震災のような際、消防車両が近づけないところを走れる強みがある。また、災害を想定した際、各地区の状況を短時間で把握しやすいといったメリットがある。原付のオフロードバイクもあるので中型免許を持っていない方でも幅広く運転できるよう導入を検討しているところである。

(質) 大学生団員には作業服等は支給しているのか。

(答) キャップや身分証などは配付しているが、特段作業服等は配付していない。

(質) 過疎地域においては、消防団員が集まらず、消防車両が出動できないような場合もあるが、貴市ではどうか。

(答) 本市においては、消防団員による事故も年に数回発生している関係で、消防団員が4名そろわなければ出動できないこととしている。たしかに出動が困難な場合もあるが、分団によっては曜日ごとに空いている日を打合せして分担して対応しているところもあれば、消防団協力事業所も増えており消防活動を優先してもらっている。今後とも懸命に取り組んでいきたいと考えている。

(質) ドローンは取り入れているか。

(答) 2社と協定を結んでおり、災害が発生した際、災害現場に近い業者に来ていただきドローンを出動させることができる。



【視察を終えての感想】

現在の働き方は、自営業ばかりでなく、職種や勤務形態も様々であり、特に平日の昼間の火災に対して出動できる団員は限られている。本市は最低2名で出動できるが、彦根市は4名としている。現場での放水等を考えると共感できるが、過疎地域などにおいては、4名体制だとなかなか消防団車両も出動できないことになるだろうと感じた。

特に参考になったのは、本市では取り入れていない機能別消防団員制度を取り入れていることである。本市の消防団が抱える問題の一つに団員確保が挙げられるが、この問題は彦根市消防団も同じであり、全国の消防団においても同様である。彦根市消防団においては、本市に比べ正規消防団員が少ない印象だが、それを機能別消防団員でカバーしていると思われる。機能別消防団員制度による大学生団員との活動や本部付き分団制度などにより、一人一人の正規団員の意識が高く保たれ、団全体の士気向上につなげ、団員になったものの団活動に参加しない、いわゆる幽霊団員の解消につなげていると感じた。

また興味深いのが、バイク隊についてである。どんな悪路も通行可能なオフロードバイクの有用性はさきの阪神淡路大震災で証明され、取り入れている消防本部も全国にはあるが、それを消防団で適用している自治体は少ないようで、本市においても南海トラフ巨大地震が想定される現在において必要ではないかと考える。もちろん、クリアしなければならない課題はあろうかと思うが議論の必要があるのではないかと。



Ⅲ. 大阪府松原市

<人口：118,282人，面積：16.66km²>

期日：令和4年10月28日（金）10時～

視察項目：セーフコミュニティ活動における
安心・安全なまちづくりについて

【視察目的】

松原市では、市民だれもが必要とする安心・安全な町のためセーフコミュニティに取り組んでおり、この取組によりけがや事故を予防するだけでなく、地域との協働の仕組みをつくり地域の方と一緒に「協働のまちづくり」を行っている。

地域のニーズは多様化・複雑化しており、一方で地方自治体においては財政難や人材不足に直面している状況であり、将来に向け地域力を高めていくことは大変重要であるため、セーフコミュニティを活用した協働のまちづくりについて調査研究し、本市における協働の参考とするものである。

【対応者】

市民協働部 市民協働課

【視察内容】

1. セーフコミュニティの概要とメリット

セーフコミュニティとは、「事故やけがは、原因を調べ対策を行うことで予防できる」という考え方の下、様々なデータを活用しながら、地域住民・関係機関・行政が一緒になって進める安心・安全なまちづくりの取組である。

少子高齢化や核家族化といった社会環境の変化に伴う自治会加入率の低下、市民ニーズの多様化、地域コミュニティの衰退など様々な課題に同時に対応することができる取組であり、セーフコミュニティを導入することで、地域との協働の仕組みをつくり、この協働を基に地域の方と一緒にまちづくりを行う。これにより自分たちが住んでいる「まち」への関心が高まり、地域の絆の再構築につなげることができるとともに、協働の仕組みを通じて行政が本来すべきこと、地域ができることを整理することができ、施策においても選択と集中を図ることができるようになる。



2. セーフコミュニティの取組内容

<子どもの安全>

- ・公立保育所・幼稚園での救急機送に至らない、けがのデータ収集と分析
- ・公立保育所・幼稚園における危険予知トレーニングの実施準備

<高齢者の安全>

- ・救急搬送データより、高齢者のけがのうち、転倒・転落が占める割合が高いことから、阪南大学、老人クラブ連合会と協力し「元希者エクササイズ」を考案

<交通安全>

- ・交通事故の発生場所や危険箇所を記載した交通安全ポイントマップを中学校区ごとに作成・配布
- ・事故発生の多い箇所には、飛び出し注意の路面標示を施工

<犯罪の防止>

- ・警察統計より子供や女性の声かけ事案の多い地域をモデル地域として、一戸一灯運動を実施し、地域ぐるみで犯罪の起こりにくい環境づくりを実施

<自段予防>

- ・内閣府の自殺統計より、女性に比べ男性の自殺が多いことから、男性と関わる機会が多い理美容師会や薬剤師会向けにゲートキーパー養成講座を実施

<災害時の安全>

- ・大地震発生時には通電火災が多く発生することから、通電火災の予防に有効な感震ブレーカーの補助を開始

3. これまでの成果・実績

交通事故や犯罪認知件数などは目に見える形で減少してきており、地域との協働の取組が認められ、平成 29 年には総務大臣表彰を、平成 30 年には交通安全対策委員会の取組を中心とした交通安全対策が評価され、交通安全功労者表彰を受賞するなど、外部からも高い評価を受けている。

<交通安全対策委員会>

救急搬送データの分析より高齢者の頭部受傷率が高いという課題が分かり、交通安全対策委員会で高齢者のヘルメット着用について議論したところ、「ヘルメットがおしゃれではない」「ヘルメットの購入費用が高い」から高齢者がヘルメットを着用しないのではな

いかとの意見があった。

「ヘルメットがおしゃれでない」という課題を解消するため、老人クラブ連合会、交通安全協会などが協力し、帽子のように見えるヘルメットを発案し、自転車保険付で販売を開始した。

また、「費用が高い」という課題を解消するため、対策委員会から市に対してヘルメット購入費用について補助制度を創設してほしいとの要望があり、それを受けて平成 28 年度より高齢者自転車用ヘルメット購入費助成事業を開始した。

このような改善を行った結果、平成 28 年度において、高齢者へのヘルメット普及が大阪府下で最も進んだ。

<犯罪の防止対策委員会>

警察統計より松原市の街頭犯罪のうち、自転車盗難が占める割合が高く、被害者は6割以上が10代・20代の年齢層であった。

市内の阪南大学の学生に被害防止を呼びかける路面標示や啓発看板のデザインを依頼し、比較的被害が集中している市内4駅の駐輪場及び阪南大学の駐輪場へ設置したところ、自転車の被害が大幅に減少した。

4. 対策委員会の設置

地域診断の結果、重点課題を「子どもの安全」「高齢者の安全」「交通安全」「犯罪の防止」「自殺予防」「災害時の安全」に決定し、それぞれの取組に関連する地域団体や行政組織で各対策委員会を構成した。

5. 今後の取組予定

令和5年度には、3度目となるセーフコミュニティ国際認証の取得に向け、現地審査を実施する。海外より審査員を招聘し、外傷調査評価委員会と6つの対策委員会が安心・安全なまちづくりに関する予防活動の取組報告を行う。

その結果、認証取得の運びとなれば認証式典を開催し、合意署名式を行う。



【主な質疑応答】

(質) 様々な分野で活動が行われているが、調整は松原市セーフコミュニティ推進協議会がされているのか。

(答) 松原市セーフコミュニティ推進協議会が最終意思決定となる。救急搬送のデータ、警察統計のデータ等、様々なデータを外傷調査評価委員会にかけて分析していただき、分析結果(課題)がそれぞれの対策委員会へ報告される。担当課がそれぞれの対策委員会の事務局となって課題に取り組み、年に1度レポートにまとめ活動を評価していただけるところへ提出し意見等を伺っている。

(質) 松原市セーフコミュニティ推進協議会について詳しくお願いしたい。

(答) 松原市セーフコミュニティ推進協議会は事業者、行政機関それぞれがすべて網羅された会議体であり、活動に対する最終意思決定機関である。市長筆頭に方向性、方針を決めていく機関である。

(質) 活動が非常に多岐にわたっているが、市民はそれぞれの対策委員会に分かれて取り組んでいるのか。

(答) 6つの委員会それぞれに市民の方が参加いただく。例えば町会の方だと委員会の取組の案内を地域の町会へ持ち帰ってもらって活動をしてみないかと周知している。しかしながら通りすがりのような一般の方には理解が進んでいない状況であるので啓発活動に力を入れている。

(質) 自殺予防は香川県では県の管轄になるが、貴市では府と協力しながら行っているのか、それとも市独自に取り組んでいるのか。

(答) 市独自で対策委員会で議論しながら活動している。内閣府の自殺統計を基にして対策を考えている。例えば男性の自殺率が高いという問題には男性と接する機会も多い理容師協会の方に声をかけさせてもらいゲートキーパー養成講座などを開催している。

(質) 子供の救急搬送件数が半数近く減少しているがその要因は。

(答) 子供のけがは転倒・転落が多いという結果は出ている。例えば家庭で敷物がめくれるような角は気をつけてもらう、机の角には防具をつけていただく、コンセントカバーをつけるなどちょっとしたことではあるが実施を啓発しているため効果が出ていると考えている。

(質) 防犯カメラを町会等が設置する場合、補助は出されているのか。

(答) 防犯カメラも防犯灯も事業費の2分の1を補助している。防犯カメラは上限が20万円、防犯灯は2万円である。

(質) 防犯カメラを設置するとプライバシーの関係で嫌がる方もおられると思うがどうか。

(答) 防犯カメラ設置の相談があると、設置位置に関わる家の方々に合意の署名を担保としてとっていただくようにしている。

(質) 学校の授業参観後に防災訓練を行うということで非常によい発想だと思うが、保護者の方々の参加率はどうか。

(答) 授業参観後ということなので、参観後そのまま子供と一緒に防災訓練としていろいろなブースをまわるので参加率は非常に高いと認識している。

(質) 今6つの対策委員会を立ち上げているが、空き家対策などについても安心・安全なまちづくりには必要だと思われる。このように新たな課題が出た場合は対策委員会を追加していくこともあるか。

(答) 外傷調査評価委員会のほうから外傷のけが・事故などの新たな課題を受け解消していかなければならないものが出てきた場合には、新たな対策委員会が発足することになる。既存の対策委員会による対策が進んだため解散することもあり得る。

(質) 空き家の話をさせていただいたが、直接的に身体に影響があるものがセーフコミュニティの課題として取り上げられるのか。

(答) そうである。外傷というところが前提になっている。

(質) 市民にとってこの活動は結果が見えにくい部分もあるように思う。交通事故件数、自殺者の数、犯罪発生件数などが減少しているという成果はなかなか認知されづらいようにも感じるが、市民の方から直接治安がよくなった、子供のけがが減ってきたという意見を直接聞いたりされるのか。

(答) 市民協働課が町会の事務局の担当もしているため、町会の方と接する中で様々な声を聞いている。

(質) ゲートキーパー養成講座や認知症サポーター養成講座の受講者数が大幅に増えているのは町会の方々に受講を啓発されているからか。

(答) そのとおりである。町会の方々にも情報が届くように啓発活動をしている。



(質) 同一市内小中学校全 22 校で I S S 認証を取得されており，教育委員会とも連携しながら進めていったのだと思うが，スムーズに進んだのか。

(答) 当初，教育現場の教員方から事務作業の負担が増すのではないかと反発の声があった。しかしながら安全で健やかな学校づくりを目指すため協力いただき取得することができた。

【視察を終えての感想】

セーフコミュニティは，徐々に世界の都市や地域または日本国内の自治体で広がりつつあり，その効果としては町の安心・安全が向上する，各組織が協働することによって地域コミュニティが強化される等々である。

本市においても保育・教育機関をはじめ各地域で市民の安全確保のため，活動が進められているが，各機関の協議は先進的な地域でも小学校校区にとどまっているのが現状ではないかと考える。

安全や健康に関する課題は，それぞれの地域によって様々だが実情に応じて重点課題を設定し，市内全域で協議することは市民の安心・安全な生活を確保するため重要であり，松原市のようにWHOセーフコミュニティ協働センターによる認証を受けるのはハードルが高いように思うが，同様の取組は本市でもぜひ必要と考える。

